



厚生労働省奈良労働局発表
平成28年1月28日

担 当	奈良労働局労働基準部健康安全課
	課長 直野 泰知
	課長補佐 鯨本 琢吾
	電話 0742-32-0205

平成27年の労働災害は過去最少（速報値）

～死傷者数は前年比5.8%の減少 死亡者数は前年比40%減～

厚生労働省奈良労働局（局長 吉野彰一）では、平成27年に県内で発生した休業4日以上の労働災害の発生件数（平成27年12月末時点速報値）を次のとおり取りまとめました。

ポイント

1 労働災害は過去最少

- 平成27年の労働災害による死傷者数は、平成27年12月末時点の速報値で1,121人。対前年比で5.8%の減少。

- 12月末時点の速報値としては、統計が残る平成11年以来、過去最少。

「死傷者数」は、休業4日以上の死傷者数を表す。以下同じ。

平成26年の同時期の速報値と比較。以下同じ。

2 死亡者は9人。年前半に死亡災害が多発

- 平成27年の労働災害による死亡者数は9人で、平成23年、25年と同数。

12月末時点の把握人数であり、死傷者1,121人の内数。

- 平成27年の死亡者9人のうち、7人は1月から5月に発生。

死亡災害をはじめとした労働災害防止対策を行った結果、6月以降の死亡者数は2人。

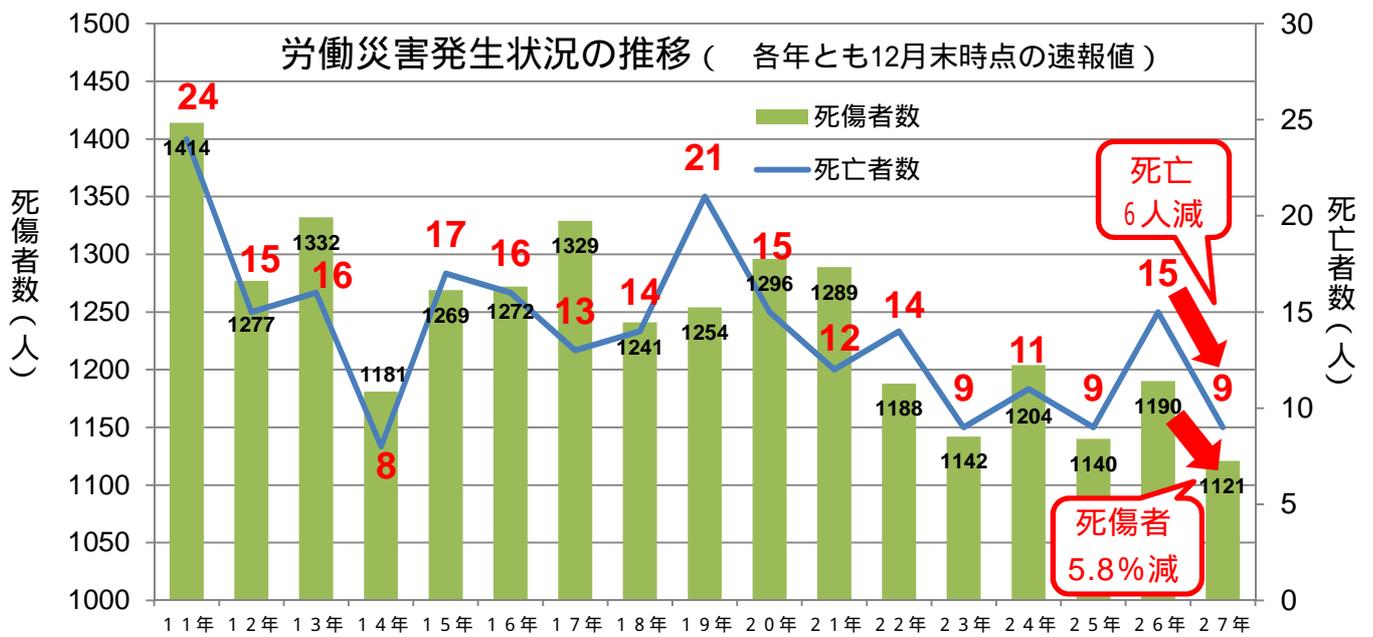
3 建設業、運輸交通業で大幅に減少。製造業、第三次産業は増加。

- 業種別には、建設業で対前年比25.3%減少。運輸交通業で対前年比18.9%減少。

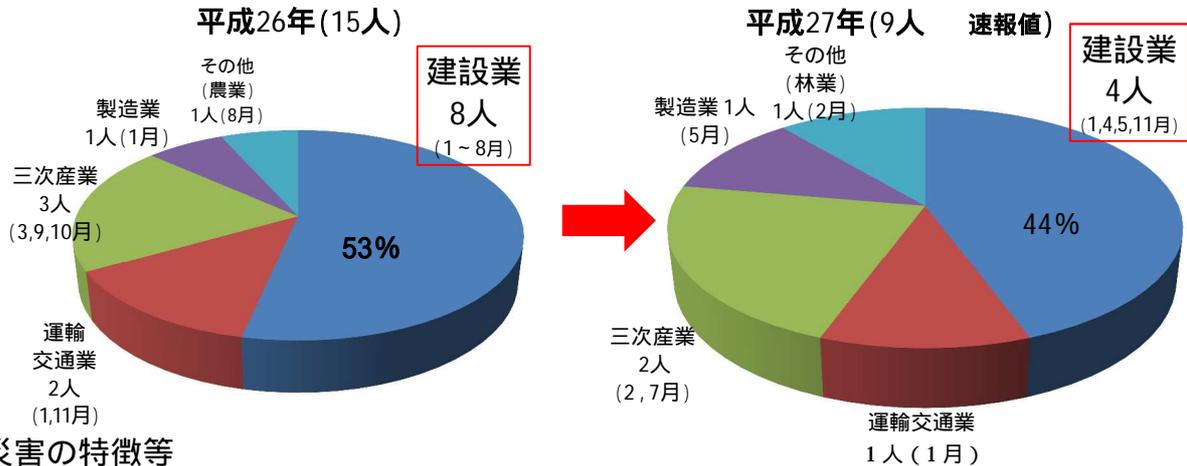
- 製造業は対前年比1.7%増加。第三次産業は対前年比2.7%増加。

- 第三次産業の中では、飲食店などの接客娯楽業が対前年比25.0%増加。

北和地域を中心とした景気の回復の影響が考えられる。



死亡災害の業種別内訳



1 災害の特徴等

(1) 死傷者数の動向

- ・平成27年の休業4日以上死傷者数は1,121人（平成27年12月末時点の速報値。以下、特別な注記がない限り同様）で、前年に比べ5.8%減少しました。
- ・12月末時点の速報値で1,121人は、記録が残る平成11年以降、過去最少となります。

(2) 死亡者の動向

- ・平成27年の死亡者は9人（平成27年12月末時点速報値）で、前年の死亡者に比べ6人減少し、平成23年、25年と同人数となりました。
- ・9人のうち4人は建設業の死亡者であり、約半数を占めました。このほか、製造業、運輸交通業、林業、小売業で死亡災害が発生しました。
- ・発生月は、1～5月が7人で、6月以降が2人となりました。これは、平成26年及び平成27年1～5月に死亡災害が多発したことを受け、死亡災害撲滅等に向けた緊急対策を平成27年5月以降行ってきた結果と考えられます。

(3) 業種別・事故の型の動向

業種別では、建設業、運輸交通業で死傷者数が大きく減少しました。他方で、製造業と第三次産業は増加しました。

製造業

死傷者数は299人で、前年に比べ1.7%増加し、2年連続の増加となりました。

(参考：平成26年の増加率は9.6% 平成26年確定値と平成25年確定値の比較による)

食料品製造業で2年連続増加しているほか、衣服その他の繊維製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、家具装備品製造業などで前年及び前々年に比べて増加しました。

地域別には、特に中和地域(西部)で32.0%増加しました。

事故の型で見ると、はさまれ・巻き込まれが32.1%を占め、他業種に比べ、高い割合で発生しています。これらはさまれ・巻き込まれ災害のうち3割は、機械にはさまれる等によって休業2か月以上の重篤な負傷ないし死亡となっています。また、稼働している機械を止めずに清掃或いはゴミなどを除去しようとして負傷したと考えられる災害が約3割を占めました。

建設業

死傷者数は121人で、前年に比べ25.3%減少しました。

死亡者数は4人で、前年の8人に比べ半減しました。特に、6月以降の死亡者は1人にとどまりました。平成26年以来死亡者が多発していたことを受け、死亡者が特に多い建設業に対して集中的な監督指導などの取組を行った結果、大きく減少したものと考えられます。

事故の型で見ると、墜落・転落が43.8%を占め、他業種に比べ高い割合で発生していることが特徴です。また、死亡者4人のうち、3人は墜落・転落によるものでした。

運輸交通業

死傷者数は137人で、前年に比べ18.9%減少しました。特に、運輸交通業の労働災害の約7割を占める北和地域で21.4%減少しました。

また、死亡者は1人で、交通事故によるものでした。

事故の型で見ると、墜落・転落が災害の32.8%を占め、建設業に次いで高い割合で発生しています。墜落・転落を含め、運輸交通業の災害は、約6割が荷物の積み卸し作業中など荷を取り扱っている作業中(荷役作業中)に発生していることが特徴です。

第三次産業

死傷者数は500人で、前年に比べ2.7%増加しました。

第三次産業の中では、飲食店などの接客娯楽業が25.0%増加しました。北和地域を中心とした景気の回復の影響が考えられます。

第三次産業では、転倒又は動作の反動(ねんざや腰痛など)による災害が4割以上を占めることも特徴です。また、交通事故の割合が他業種に比べて高くなっていますが、第三次産業の交通事故は、新聞販売業と通信業で54.9%を占めました。このほか、社会福祉施設で、ノロウィルスによる集団感染が発生し、1度に10人以上が被災した事例がありました。

死亡者は2人で、交通事故によるものでありました。

業種別で見た主な事故の型の発生割合

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	交通事故
製造業 (299人に占める割合)	13.4%	32.1%	10.7%	5.4%	1.7%
建設業 (121人に占める割合)	43.8%	8.3%	10.7%	4.1%	0.8%
運輸交通業 (137人に占める割合)	32.8%	9.5%	19.7%	13.9%	6.6%
第三次産業 (500人に占める割合)	12.0%	5.0%	25.8%	17.6%	14.2%

死亡者4人中
3人が墜落・転落

はさまれ・巻き込まれのうち、
・休業2か月以上は約3割
・機械を止めず負傷は約3割

荷役作業中の災害
約6割

転倒 + 動作の反動・無理な動作で43.4%

交通事故71人中
新聞販売業33.8%
通信業21.1%

2 奈良労働局の今後の対応

奈良労働局では、それぞれの業種の特성에応じて下記の対策を進めてまいります。

製造業

はさまれ・巻き込まれをはじめとした機械災害の未然防止のための啓発指導を実施するとともに、特に労働災害が増加した中和地域（西部）に対しては、機械の清掃や調整の際の機械の停止や、安全装置等の確認を徹底するための取組を行います。

また、災害を多発させている企業に対して集中的な指導を行います。

建設業

引き続き死亡災害対策を特に重点的に行うこととして取組を進めます。具体的には、個別の事業場に対する指導を徹底するほか、個々の労働者に至るまで安全意識を啓発する取組を進めてまいります。また、公共工事を発注する機関などを通じて労働災害防止に対する注意喚起を行います。

運輸交通業

景気回復の影響により、労働災害発生リスクが高まっている北和地域を中心に、業界団体に対する災害防止の意識啓発を進めます。また、1年間に複数の労働災害を発生させた事業場に対する指導を徹底します。

第三次産業

第三次産業の労働災害は、転倒や動作の反動（ねんざや腰痛）といった、必ずしも法令違反に起因しないものが多いことから、業界及び労働者全体に対する安全意識を啓発する取組を進めます。また、転倒災害防止、交通事故防止などの業種横断的な取組による対策を進めるとともに、特定の型の災害が発生しやすい業種ないし企業に対しては労働災害防止のための取組を求める要請や注意喚起を行います。

（注）本紙では、奈良労働基準監督署の管内を「北和地域」、葛城労働基準監督署の管内を「中和地域（西部）」、桜井労働基準監督署の管内を「中和地域（東部）」、大淀労働基準監督署の管内を「南和地域」と称しています。

各労働基準監督署の管轄区域は以下のとおりです。

奈良労働基準監督署・・・奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡

葛城労働基準監督署・・・大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北葛城郡

桜井労働基準監督署・・・桜井市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、吉野郡のうち東吉野村

大淀労働基準監督署・・・五條市、吉野郡（東吉野村を除く）